

令和6年度

小・中学校

中堅教諭等資質向上研修の手引
【小学校等編】



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまもち」

埼玉県教育委員会

はじめに

埼玉県立総合教育センター所長

この手引を手にした皆さんは、「チーム学校」の大きな推進力として力を発揮されるとともに、高い実践的指導力や識見を有し、自校の教育活動の活性化と充実に向けて、努力されていることと思います。教師の魅力とやりがいは、児童生徒一人一人がそれぞれの夢や目標の実現に向けて、自らの人生を切り拓くことができるように、社会の“人財”として育てることにあります。そのために、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、資質・能力の向上に努めることが教師の責務です。

我が国では、人口減少や超少子高齢社会化、急速なグローバル化、超スマート社会の実現に向けたデジタル技術の発展、価値観の多様化、自然災害や地球環境問題の深刻化などがこれまで以上に進行することが予測されます。また、変動性、不確実性、複雑性、曖昧性の時代と称されるように、先行きが不透明で、将来の予測が困難な未来を迎えようとしています。中央教育審議会答申では、「令和の日本型学校教育」の構築を目指すためのキーワードとして「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現」を掲げ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善が求められています。

また、本県では、確かな学力と自立する力の育成、豊かな心と健やかな体の育成と並び、多様なニーズに対応した教育を推進しています。誰もがいつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学ぶことができ、誰一人取り残されず、一人一人の可能性が最大限に引き出されるよう工夫することが求められています。そのためには、不登校児童生徒や特別な教育的支援を必要とする児童生徒など、一人一人の背景や特性・意欲の多様性を踏まえた学習者の視点に立つことが大切です。これらを受け、皆さんは教育が担うものの変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて学び続け、子供一人一人の学びを最大限に引き出し、主体的な学びを支援する伴走者としての役割を果たす必要があります。

本研修は、教育活動、学校運営の円滑かつ効果的な実施において、中核的な役割を果たすことが期待される中堅教諭等に必要な資質の向上を図るために実施するものです。本県では「埼玉県 教員等の資質向上に関する指標」を平成30年に策定し、令和4年7月の教員免許更新制の発展的解消を受けて、令和5年3月に「埼玉県 校長及び教員としての資質向上に関する指標」として改定しました。

この指標では、本研修を受講される皆さんを第3ステージ（深化・中核期）と位置付けています。「自身の専門性を深め、学校の中核的存在として力を発揮する」という資質を育成するため、10日間の教育センター等機関研修、18日間の学校研修を実施します。本研修をとおして、教師が備えるべき素養とされる使命感・倫理観や教育的愛情、教科や教職に関する専門的知識、指導力等に一層磨きをかけてください。そして、更に豊かな人間性を兼ね備えた中堅教諭として学校組織全体を見渡しながら、児童生徒を成長させてほしいと考えています。

結びに、埼玉教育のより一層の充実、発展のため、本研修で専門性や力量を高め、学びのネットワークを広げ、教師として更なる一步を踏み出してください。皆さんが各学校で大いに活躍されることを心から期待しています。

目 次

はじめに

目次

1 要項・細則・年間計画について

- (1) 中堅教諭等資質向上研修実施要項 1
- (2) 《参考資料》在職期間の算定〔除算(減じ方)〕について 5
- (3) 中堅教諭等資質向上研修実施要項細則 7
- (4) 中堅教諭等資質向上研修年間研修計画 9

2 教育センター等研修について

- (1) 教育センター等研修日程 1 3
- (2) 共通研修 1 4
- (3) 教科指導及び生徒指導等研修 1 5
- (4) 教育センター等研修に当たって 1 7

3 学校研修について

- (1) 学校研修に当たって 2 2
- (2) 学校研修日程 2 3
- (3) 学校研修記録用紙(参考1) 2 4
- (4) 特定課題研究様式(参考2) 2 5

4 その他について

- (1) 欠席・遅刻・早退・期日変更届 様式 2 6
- (2) アクセスマップ 2 7

5 教員の資質向上に関する巻末資料

- (1) キャリアステージに応じた資質向上を目指して 2 8
「埼玉県 校長及び教員としての資質向上に関する指標」に係る自己評価シート
- (2) 埼玉県 校長及び教員としての資質向上に関する指標【教諭】 2 9

1 要項・細則・年間計画 について

中堅教諭等資質向上研修実施要項

埼玉県教育委員会

1 目 的

中堅教諭等資質向上研修は、教育公務員特例法第24条の規定に基づき、教諭等に対し、個々の能力、適性等に応じて、「埼玉県 校長及び教員としての資質向上に関する指標」を踏まえ、教育活動その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において中核的な役割を果たすことが期待される中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図るために実施する。

2 対 象

- (1) 中堅教諭等資質向上研修の対象となる教員（以下「中堅教諭等資質向上研修教員」という。）は、国立、公立又は私立の学校の教諭等として在職した期間（臨時的に任用された期間を除く）が9年に達した者とする。

ただし、在職期間のうち別表Ⅰに掲げる期間が引き続き1年以上あるときは、その期間の年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を当該在職期間から除算するものとする。

なお、別表Ⅱに掲げる者は、中堅教諭等資質向上研修の対象から除外するものとする。

- (2) 対象者のうち別表Ⅲに該当する者は、受講年度を1年間繰り延べることができるものとする。ただし、所属長が引き続き繰り延べることが必要と判断する場合は、主管課長と協議することができる。

3 内容及び方法

- (1) 県教育委員会及び市町村教育委員会は、各々その所管する学校の中堅教諭等資質向上研修教員の能力、適性等について評価を行い、その結果に基づき、当該者ごとに中堅教諭等資質向上研修に関する計画書（以下「研修教員研修計画書」という。）を作成するものとする。
- (2) 中堅教諭等資質向上研修教員は、研修教員研修計画書に基づき、夏季・冬季の長期休業期間等に、教育センター等において、教科指導、生徒指導等に関する研修（以下「教育センター等研修」という。）を年間10日程度受けるものとする。
- (3) 中堅教諭等資質向上研修教員は、研修教員研修計画書に基づき、主として校内において校長の下、課業期間に実際の授業実践を通じた授業研究や教材研究、特定課題研究等を通じた研修（以下「学校研修」という。）を年間18日程度受けるものとする。

4 実施協議会

- (1) 県教育委員会は、次の事項について協議を行うため、実施協議会を設置する。
 - ・ 実施計画
 - ・ 年間研修計画
 - ・ 実施上の諸問題
 - ・ その他
- (2) 実施協議会の設置要綱は別に定める。

5 年間研修計画

- (1) 県教育委員会は、年間研修計画を作成する。
- (2) 年間研修計画においては、第3項に定める事項のほか、教育センター等研修に関する事、学校研修に関する事及びその他必要な事項を定めるものとする。

6 評価基準

県教育委員会及び市町村教育委員会は、教育センター等において実施する中堅教諭等資質向上研修の内容等を踏まえつつ、中堅教諭等資質向上研修を受ける教諭等の能力、適性等について評価を行うための評価基準を作成するものとする。

7 評価及び研修計画

- (1) 校長は、評価基準に基づいて、中堅教諭等資質向上研修教員の評価（以下「評価案」という。）を行うものとする。
- (2) 校長は、評価案及び県教育委員会が作成する年間研修計画に基づき、当該者ごとに中堅教諭等資質向上研修に関する研修計画（以下「研修教員研修計画書案」という。）を作成するものとする。
- (3) 校長は、評価案及び研修教員研修計画書案の作成を行い、その学校を所管する教育委員会に提出するものとする。
- (4) 県教育委員会及び市町村教育委員会は、校長から提出された評価案及び研修教員研修計画書案について必要な調整を行い、決定する。
- (5) 市町村教育委員会は、評価及び研修教員研修計画書を県教育委員会に提出するものとする。

8 研修成果の評価

校長は、中堅教諭等資質向上研修終了後、中堅教諭等資質向上研修教員の教科指導・生徒指導等の状況等を基に評価を行い、その結果を当該教諭等に対する今後の指導や研修に活用していくものとする。

9 研修環境の整備等

- (1) 校長は、研修教員研修計画書に基づく研修が円滑に実施できるよう、研修環境の整備に努めるものとする。
- (2) 校長は、中堅教諭等資質向上研修の実施状況を把握し、年間を通して系統的、組織的な研修が行われるよう努めるものとする。

10 校長等連絡協議会

中堅教諭等資質向上研修を円滑かつ効果的に実施するため、校長等連絡協議会を開催することができる。

11 研修報告書

- (1) 校長は、研修教員研修報告書を所管する教育委員会に提出するものとする。
- (2) 校長は、当該学校における中堅教諭等資質向上研修の実施記録を作成し、次年度以降の中堅教諭等資質向上研修の資料として保管するものとする。

12 細 則

この実施要項の細則は別に定める。

附 則

この実施要項に定める事項は、平成30年4月1日から施行する。

この実施要項に定める事項は、平成31年4月1日から施行する。

この実施要項に定める事項は、令和2年4月1日から施行する。

この実施要項に定める事項は、令和4年4月1日から施行する。

この実施要項に定める事項は、令和5年4月1日から施行する。

別表Ⅰ 在職期間から除算する期間

(1)	地方公務員法の規定による休職又は停職により職務を執ることを要しない期間
(2)	地方公務員法の規定により職員団体の役員として専ら従事した期間
(3)	地方公務員の育児休業等に関する法律の規定により育児休業をした期間
(4)	私立の学校の教諭等として在職した期間について、(1)又は(3)の期間に準ずるものとして県教育委員会が認める期間
(5)	その他在職期間から除算すべき期間として県教育委員会が認める期間

別表Ⅱ 中堅教諭等資質向上研修の対象から除外する者

(1)	臨時的に任用された者
(2)	他の任命権者が実施する中堅教諭等資質向上研修を受けた者
(3)	主幹教諭、及び社会教育主事・指導主事等の教育委員会の職員として勤務している者
(4)	その他中堅教諭等資質向上研修から除外する者として、県教育委員会が認める者

別表Ⅲ 中堅教諭等資質向上研修を繰り延べることができる者

(1)	妊娠、疾病等の理由により、所属長が受講年度を繰り延べる必要があると判断する場合
(2)	校務運営上またはその他の事情等により、所属長が受講年度を繰り延べる必要があると判断する場合

例3 産休と育休（育児休業）が連続する期間が一度ある場合

採用後の年数	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
					産休 4か月	育休 2年10か月						対象者
	2年除算											

産休は在職期間とみなすが、育休はみなさない。
育休期間 2年10か月 → 2年を除算する。



令和6年度で採用10年目になるが、
2年除算（月は切り捨て）するので、
令和8年度に対象者となります。

例4 産休と育休（育児休業）が複数ある場合

採用後の年数	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
		産休	育休① 1年5か月	産休	育休② 9か月		産休	育休③ 2年1か月					対象者
	1年除算		除算なし		2年除算								

1人目の育休 1年5か月 → 1年を除算する。
2人目の育休 9か月 → 除算しない。
3人目の育休 2年1か月 → 2年を除算する。



令和6年度で採用10年目になるが、
合わせて3年除算するので、令和9年度
に対象者となります。

例5 産休・育休（育児休業）が連続し、育児短時間勤務を取得した場合

採用後の年数	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
			産休	育休① 1年10か月	産休	育休② 2年1か月		育児短時間勤務					対象者
	1年除算		2年除算		除算なし								

1人目の育休 1年10か月 → 1年を除算する
2人目の育休 2年1か月 → 2年を除算する。
育児短時間勤務は在職期間とみなすので除算なし。



令和6年度で採用10年目になるが、
合わせて3年除算するので、令和9年度
に対象者となります。

他県の公立学校や私立学校での勤務経験がある場合

他県の公立学校や私立学校での教諭等（臨時的任用を除く）として勤務した期間は、在職期間とみなす。

H25.4.1に他県の公立学校採用で次のような場合

採用後の年数	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
	1	2	3	4		5	6	7		8	9	10
	他県の公立学校で教諭等 として勤務					私立学校の教諭等 としての勤務				本県の教諭等 として勤務		対象者

※ 私立学校で勤務経験がある場合は、必ずお問い合わせください。

※ 受講対象者で、繰り延べ等の必要性がある場合も、お問い合わせください。

中堅教諭等資質向上研修実施要項細則

埼玉県教育委員会

1 目 的

中堅教諭等資質向上研修の円滑、適切な実施を図るため中堅教諭等資質向上研修実施要項第12項に基づき、中堅教諭等資質向上研修実施要項細則を定める。

2 所 管

県教育委員会が、教育公務員特例法第24条に基づく中堅教諭等資質向上研修は、県立総合教育センターが所管する。

3 研修期間

一年間とする。

4 研修日数

(1) 教育センター等研修

ア 教育センター等研修は、夏季・冬季の長期休業期間中を中心として、年間10日程度行うものとする。

イ 教育センター等研修の内訳は下記のとおりとする。

内訳（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校）

- ・ 共通研修 2日程度
- ・ 教科指導及び生徒指導等研修 8日程度

(2) 学校研修

ア 学校研修は、1日3時間程度、年間18日程度行うものとする。

イ 学校研修は、年間研修計画及び学校研修計画に基づいて行うものとする。

5 評価、研修教員研修計画書及び研修報告書等

(1) 評価、研修教員研修計画書

ア 市町村教育委員会は、4月末日までに当該市町村における中堅教諭等資質向上研修教員の評価及び研修教員研修計画書を県教育委員会に提出するものとする。

イ 県立学校の校長は中堅教諭等資質向上研修教員の評価案及び研修教員研修計画書案を4月末日までに、県教育委員会に提出するものとする。ただし、特別支援学校においては、5月末日までに県教育委員会に提出するものとする。

(2) 研修報告書等

ア 市町村教育委員会は2月末日までに、研修教員研修報告書を県教育委員会に提出するものとする。

イ 県立学校の校長は2月末日までに、研修教員研修報告書を県教育委員会に提出するものとする。

ウ 校長は、当該学校における学校研修の実施記録を作成し、次年度以降の中堅教諭等資質向上研修等の指導資料として3年間保管するものとする。

6 事務分担等

- (1) 中堅教諭等資質向上研修に係る総括的な事務は、教育局県立学校部高校教育指導課及び教育局市町村支援部義務教育指導課が当たるものとする。
- (2) 特別支援学校中堅教諭等資質向上研修に係る連絡窓口は、教育局県立学校部特別支援教育課において行うものとする。
- (3) その他必要な事項については、別に定める。

附 則

この細則に定める事項は、平成30年4月1日から施行する。

この細則に定める事項は、平成31年4月1日から施行する。

この細則に定める事項は、令和2年4月1日から施行する。

この細則に定める事項は、令和4年4月1日から施行する。

令和6年度 中堅教諭等資質向上研修年間研修計画

埼玉県教育委員会

1 趣 旨

中堅教諭等資質向上研修の円滑、適切な実施を図るため、中堅教諭等資質向上研修実施要項第5項に基づき、年間研修計画を定める。

2 所 管

教育公務員特例法第24条に基づき県教育委員会が実施する中堅教諭等資質向上研修は、県立総合教育センターが所管する。

3 研修期間

一年間とする。

4 対 象

中堅教諭等資質向上研修の対象となる教員（以下、「中堅教諭等資質向上研修教員」という。）は、中堅教諭等資質向上研修実施要項「2 対象」のとおりとする。

5 研 修

中堅教諭等資質向上研修教員は、教育委員会が作成する中堅教諭等資質向上研修に関する計画書（以下、「研修教員研修計画書」という。）に基づき、以下の研修を受けるものとする。

(1) 教育センター等研修

夏季・冬季の長期休業期間等に、教育センター等において実施する教科指導、生徒指導等に関する研修。

(2) 学校研修

授業期間に主として校内において実施する、授業実践を通じた授業研究や教材研究、特定課題研究等を通じた研修。

6 研修日数

(1) 教育センター等研修	年間10日
内訳：共通研修	2日
教科指導及び生徒指導等研修	8日

(2) 学校研修	年間18日
----------	-------

7 研修内容及び方法

(1) 教育センター等研修

ア 教育センター等研修の内容

下記の事項について、個々の教員の実態に応じて実施するものとする。

- ・ 教育理念
- ・ 教員としての心構え
- ・ 教科指導等
- ・ 生徒指導等
- ・ 情報教育、環境教育、産業教育、道徳教育、人権教育等
- ・ 特別支援教育、発達障害等
- ・ 地域の文化財調査
- ・ その他必要な事項

イ 教育センター等研修の方法

下記の事項のいずれか、又はそのいくつかの組合せを行う等多様な方法で実施するものとする。

- ・ 研究協議
- ・ 演習
- ・ 研究授業
- ・ 実技指導
- ・ 調査
- ・ 講義
- ・ その他

ウ 教育センター等研修における研修項目は別表Ⅰによるものとする。

エ 教育センター等研修は、県立総合教育センターが計画し、外部の連携機関等の協力を得て実施するものとする。

(2) 学校研修

ア 学校研修の内容

主として、下記の事項について、具体的な教育実践に即して行うものとする。その際、地域や学校の実態に配慮するものとする。

- ・ 教科指導
- ・ 特別の教科 道徳（道徳科）
- ・ 特別活動
- ・ 総合的な学習の時間（小・中）、総合的な探究の時間（高）
- ・ 外国語活動（小）
- ・ 生徒指導
- ・ 進路指導・キャリア教育
- ・ 特別支援教育
- ・ インクルーシブ教育システム
- ・ 人権教育
- ・ 学級（学年）経営
- ・ 特定課題研究
- ・ 学校安全
- ・ 地域、関係機関等による外部連携
- ・ ICT活用
- ・ 学校諸課題
- ・ その他必要な事項

イ 学校研修の方法

下記の事項のいずれか、または、いくつかの組合せを行う等多様な方法で行うものとする。

なお、この場合、授業研究指導を十分行うように配慮するものとする。

- ・ 授業研究
- ・ 公開授業
- ・ 研究協議
- ・ 演習
- ・ 実技・実習
- ・ 講義
- ・ その他

ウ 学校研修における研修項目は別表Ⅱによるものとする。

エ 学校研修の実施記録を作成し、3年間保管するものとする。

8 留意事項

(1) 研修環境の整備

校長は、研修教員研修計画書に基づく研修が円滑に実施できるよう研修環境の整備に努めるものとする。

(2) 保護者や地域社会への啓発

校長は、中堅教諭等資質向上研修の実施に当たって、保護者や地域社会等の理解や協力が得られるよう十分に配慮するものとする。

中堅教諭等資質向上研修 教育センター等研修

〈小学校、中学校、義務教育学校〉

〈高等学校〉

開講式・共通研修第1日

実施方法：非集合型研修（一部、特・養・栄と合同）

- 講義「県学力・学習状況調査を活用した学力向上」
- 講義「教育公務員としての服務規律と不祥事の根絶」
- 講義「中堅教諭としてのリフレクション」

教科指導及び生徒指導等研修（全8回）**第1回**

実施方法：非集合型研修（オンデマンド方式）

- 講義「主体的・対話的で深い学びの実現に向けて」
- 講義「生徒指導上の課題」
- 講義「カリキュラムマネジメントについて」

※ 講義選択制を導入します。詳細は共通研修第1日のオリエンテーションにて説明します。

第2回

会場：県立総合教育センター

- 講義「道徳教育について」
- 講義「ICTを活用した授業の工夫」
- 講義・演習等「研修計画に基づく研修内容の展開」
(各教科による)

第3回

実施方法：非集合型研修

- 講義「アサーショントレーニング」
- 演習・協議「アサーション演習」「事例研究S方式」

開講式・共通研修第1日

実施方法：非集合型研修

- 講義「今求められている資質・能力について」
- 講義「教育公務員としての服務規律と不祥事の根絶」
- 講義「県学力・学習状況調査を活用した学力向上」

教科指導及び生徒指導等研修（全8回）**第1回**

実施方法：非集合型研修（オンデマンド方式）

- 講義「学校のマネジメント」
- 講義「1人1台端末を活用した学校教育の在り方」

※ 講義選択制を導入します。詳細は共通研修第1日のオリエンテーションにて説明します。

第2回

実施方法：非集合型研修

- 講義「アサーショントレーニング」
- 演習・協議「アサーション演習」「事例研究S方式」

第3回

会場：県立総合教育センター

- 講義「生徒指導上の課題」
- 講義「主体的・対話的で深い学びの実現に向けて」
- 講義・演習等「研修計画に基づく研修内容の展開」
(各教科による)

全校種（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校） 第4～6回

会場：県立総合教育センター等（各教科による） ※各校種、教科の研修計画に応じ1回分を非集合型研修として実施

○教科の特性を生かした授業改善に向けた研修

- ・授業実践の報告と改善のための協議
- ・機関研修（外部研究機関等の活用）

- ・授業手法、教材作成に関する研究と協議
- ・授業力向上のための演習（模擬授業等）

第7回

会場：県立総合教育センター、または会場となる学校等

○教科の特性を生かした授業改善に向けた研修、または会場校研修

- ・授業実践に関わる内容
- ・研究協議題目に基づく協議、検証

第8回

会場：所属校

○教育センター等研修で学んだ内容について授業・校務等への還元

共通研修第2日・閉講式

実施方法：非集合型研修

- 講義「学校における人権教育」
- 講義「学校における教職員の働き方改革」
- 講義「決して特別ではない特別支援教育」
- 講演「ミドルリーダーへの期待」

共通研修第2日・閉講式

実施方法：非集合型研修（特と合同）

- 講義「学校における人権教育」
- 講義「学校における教職員の働き方改革」
- 講義「決して特別ではない特別支援教育」
- 講演「ミドルリーダーへの期待」

※各講義、演習等の実施日・実施順等については変更される場合があります。

中堅教諭等資質向上研修 学校研修（例）

分野	日数	内容
(1) 教科指導等		ア 授業研究 公開授業 ① 教科担当者を対象 ② 校内を対象 ③ 保護者等を対象 ④ 中堅教諭等資質向上研修者を対象 イ 指導計画の検討（学習指導案、評価、教材作成等） ウ 「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善 エ 評価規準及び自己評価
(2) 生徒指導等		ア 組織的な生徒指導 イ 進路指導・キャリア教育
(3) 学級（学年）経営		ア 学級（学年）経営 ※ チーム学校、保護者、家庭との連携を含む
(4) 特定課題研究		ア 調査研究 イ 発表 ※ 教員の意見や希望を生かし、自らの課題や適性、得意分野等についての課題を、1年間かけて日々の実践に基づいて調査・研究する。
(5) 学校諸課題		ア 学校評価 イ 家庭・地域等への情報提供 ウ 喫緊の課題
(6) 地域等との連携		ア 地域との連携 イ 関係機関との連携
(7) その他		

2 教育センター等研修 について

令和6年度小学校中堅教諭等資質向上研修教育センター一等研修日程

○表中の青は「共通研修」、黄は「教科指導及び生徒指導等研修」を示す。

【全10回】※ 表示は期日順

種別	期日	期日変更	会場	研修形態	研修内容等	指標(P29)	
共通研修	第1日 令和6年 6/14(金) <small>一部、特別支援学校</small>	6/18 (火) 高 P18	非集合型	講義 講義 講義	開講式 「教育公務員としての服務規律と不祥事の根絶」 「県学力・学習状況調査を活用した指導改善の視点とその工夫」 「中堅教諭としてのリフレクション」	★ A3, B3 ★ A3, B3	
教科指導及び生徒指導等研修	第1回	7/23(火)～8/9(金) 各自で事前に設定した1日でオンデマンド方式				※講義選択制オンデマンド方式での実施です。詳細は6月オリエンテーションで説明します。	
	第2回	7/22(月)	7/23(火) 中学 P18	総合教育センター	講義 講義演習 講義演習	「ICTを活用した授業の工夫」 「道徳教育について」 教科指導研修〈教科等別研修〉 「研修計画に基づく研修内容の展開」	E3 B3 B3, E3
	第3回	7/25(木)	7/26(金) 中学 P18	非集合型	講義 講義演習	「教師のための人間関係づくり ～アサーショントレーニング～」 「アサーション演習」・「事例研究S方式」	C3, D3 C3, D3
	第4回	7/29(月)		総合教育センター ※	講義 演習	〈教科の特性を生かした授業改善に向けた研修〉 ※「非集合型」の教科：算数・図工	B3, E3
	第5回	8/7(水)		総合教育センター ※	講義 演習	〈教科の特性を生かした授業改善に向けた研修〉 ※「非集合型」の教科：国語・社会・理科・家庭 ・外国語・道徳・特活 ※図工(集合)は8/8に小中高合同実施	B3, E3
	第6回	8/19(月)		総合教育センター ※	講義 演習	〈教科の特性を生かした授業改善に向けた研修〉 ※「非集合型」の教科：生活・音楽・体育・総合 ※音楽・体育は8/23に小中高合同実施	B3, E3
	第7回	10月～ 12月初旬 ※教科別に指定	中・高	総合教育センター または会場となる 各公立小中学校等	公開授業 研究協議 等	〈教科別会場校等研修〉 授業実践に関わる内容 研究協議題目に基づく協議・検証	B3, E3
	第8回	～12月		所属校	授業 実践 等	実施細則による	A3, B3, C3, D3, E3
共通研修	第2日 令和7年 1/10(金)	1/24 (金) 高・特 P18	非集合型	講義 講義 講演 講義	「学校における人権教育」 「学校における教職員の働き方改革」 「決して特別ではない特別支援教育」 「ミドルリーダーへの期待」 閉講式	★ ★ D3 ★, A3 ★	

※ 第4, 5, 6回については、教科の研修計画に応じ、各教科で指定した日(1回分)を非集合型研修として実施

指標について (P29 参照)

★：埼玉県の教員として持ち続けてほしい素養

A：学校運営 B：学習指導 C：生徒指導

D：特別な配慮を必要とする生徒等への対応 E：ICTや情報・教育データの利活用

※「3」は、第3ステージのことで「深化・中核期」を意味している。自身の専門性を深め、学校の中核的存在として力を発揮することが期待される。

共通研修

1 目的

校種によらず共通する教育課題についての研修を深め、教職に対する専門性を高めるとともに、中堅教諭としての指導力の向上を図る。

2 研修日程と概要

<第1日>非集合型研修

	日時	時間	形態	研修内容等
第 一 日	6/14 (金) 9:15～16:30	～ 9:15		受付
		9:15～ 9:25	連絡	諸連絡等
		9:25～ 9:35		開講式
		9:40～10:50	講義	「教育公務員としての服務規律と不祥事の根絶」 講師：県教育局小中学校人事課
		11:00～12:10	講義	「県学力・学習状況調査を活用した指導改善の視点とその工夫」 講師：県教育局義務教育指導課
		13:10～13:30	連絡	諸連絡等
		13:30～15:45	講義	「中堅教諭にとってのリフレクション」 講師：外部指導者 等
		16:00～16:30	連絡	全体オリエンテーション、振り返り入力

<第2日>非集合型研修

	日時	時間	形態	研修内容等
第 二 日	1/10 (金) 9:15～16:30	～ 9:15		受付
		9:15～ 9:30	連絡	諸連絡等
		9:35～10:50	講義	「人権教育について」 講師：県教育局人権教育課
		11:00～12:15	講義	「教師も児童・生徒も学び続けるための働き方改革」 講師：県教育局小中学校人事課
		13:15～13:25	連絡	諸連絡等
		13:25～14:40	講演	「ミドルリーダーへの期待」 講師：本県教育関係者
		14:40～14:55	連絡	諸連絡等（国際理解教育支援プログラム紹介等）
		15:05～16:05	講義	「決して特別ではない特別支援教育」 講師：県教育局義務教育指導課
		16:10～16:20		閉講式
		16:20～16:30	連絡	振り返り入力、諸連絡等

- 準備するもの…パソコン等機器（マイク・カメラ含む）、筆記用具、ダウンロード資料、手引
- 当日の詳細日程や資料については、研修用情報サイトで確認してください。

教科指導及び生徒指導等研修

1 目的

教科、領域等の専門性豊かな教員を目指し、教科等の指導における実践的指導力の向上を図るとともに、中堅教諭として学年・学級経営の充実に資する生徒指導の力量の向上を図る。

2 研修の会場、期日及び内容等

※ 教科等によって会場や内容詳細等が異なる場合があります。

回	日時	会場・形態 (受付時刻)	形態	研修内容等
1	7/23 (火) ～8/9 (金) 各自で事前に設定した1日 でオンデマンド方式			講義選択制により実施します。 「マネジメント関係」「ICT関係」「生徒指導関係」等を予定。 講師：外部指導者 ※ 詳細は6/14のオリエンテーションにて説明します。
2	7/22(月) 9:15～ 16:30	総合教育 センター	講義 講義・演習	○講義「ICTを活用した授業の工夫」 講師：ICT教育推進課 ○講義・協議「道徳教育について」 講師：総合教育センター教職員研修担当 <教科指導研修<教科等別研修> 「研修計画に基づく研修内容の展開」(各教科による) 講師：総合教育センター教職員研修担当 (教科等担当)
3	7/25(木) 9:15～ 16:30	非集合型	講義 講義・演習	○講義「教師のための人間関係づくり ～アサーショントレーニング～」 講師：総合教育センター指導相談担当 ○演習・協議「アサーション演習」「事例研究S方式」 指導・助言者：公立学校教諭 等
4	7/29(月) 9:15～ 16:30	総合教育 センター ※	講義・演習	<教科の特性を生かした授業改善に向けた研修> 講師：総合教育センター教職員研修担当 (教科等担当) 公立学校教諭 等
5	8/7(水) 9:15～ 16:30	総合教育 センター ※	講義・演習	<教科の特性を生かした授業改善に向けた研修> 講師：総合教育センター教職員研修担当 (教科等担当) 公立学校教諭 等
6	8/19(月) 9:15～ 16:30	総合教育 センター ※	講義・演習	<教科の特性を生かした授業改善に向けた研修> 講師：総合教育センター教職員研修担当 (教科等担当) 公立学校教諭 等
7	10月～ 12月初旬 開催場は ※研修日・時間・会場は、教科等 担当より連絡があります。	総合教育センター または 会場となる各公立小中学校等	公開授業 研究協議等 (P19参照)	<教科等別会場校等研修> ・授業実践に関わる内容 ・研究協議題目に基づく協議・検証 講師：総合教育センター教職員研修担当 (教科等担当) 公立学校教諭 等
8	～12月	所属校	(P20参照)	実施細則による

※ 各日、9:15～16:30が研修時間となります。受付等については情報サイトで確認してください。

※ 第1回は指定した期間内の課業日のうち、各自で事前に設定した1日に実施。

※ 第4～6回については教科の研修計画に応じ、各教科で指定した日(1回分)を非集合型研修として実施。

3 講師及び指導助言者

学識経験者、公立学校の校長・教頭・主幹教諭・教諭・養護教諭、県教育局及び総合教育センター指導主事等

4 持ち物・準備するもの

【総合教育センター等で実施する集合型研修】

名札、筆記用具、ダウンロード資料、手引、昼食、その他各研修で必要なもの

【非集合型研修】

パソコン等機器（カメラ・マイクあり）、筆記用具、ダウンロード資料、手引

5 研修教科等名

1：国語	2：社会	3：算数	4：理科
5：生活	6：音楽	7：図画工作	8：家庭
9：体育	10：外国語・外国語活動	11：特別の教科 道徳	12：総合的な学習の時間
13：特別活動	※対象者報告において選択した教科等を受講します。		

教育センター等研修の受講に当たって

1 全般的な事項について

- (1) 事前に、県立総合教育センターホームページ内「研修用情報サイト」（以下、情報サイト）で連絡事項を確認の上、資料等があれば各自ダウンロードし、研修日当日に準備してください。情報サイト用のログインID、パスワードは、6月上旬までに発出される「令和6年度中堅教諭等資質向上研修受講者名簿」に記載されています。通知を確認後、ログインできるか確認し、初回ログイン時、パスワードを必ず各自で変更してください。

情報サイトURL <https://ecsweb.center.spec.ed.jp/nenji03-1/>

- (2) 本研修(全10日)に係る開催通知等の文書は、発出しません。本手引や「情報サイト」により、開催期日等を確認の上、各研修へ参加してください。
- (3) 研修への参加は、交通事故の未然防止及び近隣住民への配慮のため、原則として公共交通機関を利用してください。
- (4) 集合型研修時は、「学校名・氏名」が明記された名札を各自が用意し、着用してください。
※ 所属校で使用しているもので構いません。

2 集合型研修について（県立総合教育センター（行田本所）で実施する場合）

- (1) 正門から講堂棟入口までは、バスの往来があり危険ですので、歩道を通ってください。
- (2) 弁当等、各自が持ち込んだゴミはお持ち帰りください。
- (3) 大研修室、情報研修室は飲食禁止、体育館・アリーナは食事禁止（水分補給は可）です。
- (4) 敷地内は全面禁煙です。また、行田市は路上喫煙も禁止されています。

3 非集合型研修について

- (1) 当日使用する機器と場所の準備を事前に行ってください。
- (2) 受付方法については、情報サイトにて連絡します。
- (3) 講義の中で、講師が受講者に考えを尋ねる場面や受講者同士で協議をする場面があります。必ず、マイクとカメラが使用できる機器で受講してください。
- (4) 研修時の講義動画等の視聴や研修の振り返りの入力については、原則として、予定時間内に実施してください。
- (5) 研修終了後、振り返りの入力や機材の片付けを終えたら、管理職へ研修終了の旨を報告してください。

4 欠席等・緊急時の連絡について

※ 中堅教諭等資質向上研修は、法定研修です。全日程の出席を原則とします。

(1) 欠席（遅刻・早退）の連絡について

① 事前に欠席（遅刻・早退）せざるを得ない状況が生じた場合は、

所属長→市町村教育委員会へ連絡（→県立総合教育センターとの事前協議が必要）

② 研修日当日に病気等で欠席（遅刻・早退）する場合は、

所属長→県立総合教育センターへ電話で連絡（その後、市町村教育委員会へ連絡）

(2) 期日変更の連絡について（【期日変更が可能な研修】（※1）参照）

期日の変更をせざるを得ない状況が生じた場合は、

所属長→市町村教育委員会へ連絡（→県立総合教育センターとの事前協議が必要）

【期日変更が可能な研修】（※1）

① 受付締め切り：**6月7日（金）まで**（緊急の場合を除く）

・ 共通研修 第1日・・・ **6月14日（金）小・中** ⇔ **6月18日（火）高**
非集合型研修 非集合型研修

② 受付締め切り：**6月末日まで**（緊急の場合を除く）

・ 教科指導及び
生徒指導等研修 第2回・・・ **7月22日（月）小** ⇔ **7月23日（火）中**
集合型研修 集合型研修

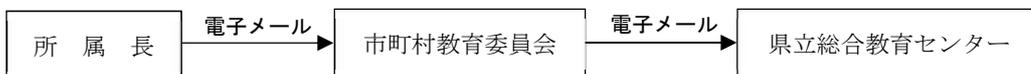
・ 教科指導及び
生徒指導等研修 第3回・・・ **7月25日（木）小** ⇔ **7月26日（金）中**
非集合型研修 非集合型研修

・ 共通研修 第2日・・・ **1月10日（金）小・中** ⇔ **1月24日（金）高・特**
非集合型研修 非集合型研修

③ 受付締め切り：**日程確定後の研修日1か月前まで**（緊急の場合を除く）

・ 教科指導及び生徒指導等研修 第7回（会場校等研修）・・・10～12月実施
日程は、教科ごとに9月上旬までに決定。次の教科に限り、期日変更が可能。
ア 同教科において、複数校での実施がある場合（国語〇〇小⇔国語〇〇小）
イ 同教科において、異校種の実施がある場合（国語〇〇小⇔国語〇〇中 等）

5 各届の提出について



※ 諸届の様式は、次の場所からダウンロードできます。

県立総合教育センターホームページ内「研修」→「年次研修」→「R06年次経験者研修手引」
→「小中学校等」→「中堅教諭等資質向上研修（小・中）」

※ 電子メールに添付して提出してください。

※ 埼玉県DX推進計画に基づき、ペーパーレス化の推進に御理解と御協力をお願いします。

6 台風等緊急事態における研修会中止等の連絡について

(1) 台風等緊急事態における研修中止等の連絡は、**研修日の前日（研修日の前日が週休日等の場合は直近の授業日）の午後1時を目安として、県立総合教育センターのホームページに掲載します。**

(2) なお、その後の扱いについては、後日担当から、情報サイトを通じて連絡します。

教科指導及び生徒指導等研修第7回（会場校等研修）

1 目的

会場校等研修を通して、教科等の指導上及び教科経営上の諸課題について研修し、中堅教諭等資質向上研修のまとめを行い、教員としての実践的指導力の向上を図る。

2 会場となる学校等（以下「会場校等」という。）

- (1) 研修を円滑かつ効果的に実施するため、教科等ごとに、総合教育センター又は、受講者の所属校の中から研修会場を選定する。
- (2) 会場、期日については、研修期間中に教科指導研修における教職員研修担当（教科等担当）より連絡する。

3 公開授業者及び一会場の人数

- (1) 公開授業の授業者は、中堅教諭等資質向上研修受講者が行き、会場校研修の場合には、会場校の受講者が行うものとする。
- (2) 1つの会場校研修に参加する受講者数は40人を目安とする。

4 会場校等研修の実施期日及び研修日程・内容

(1) 実施期日

10月から12月初旬の指定した日

※ 指定日に参加できない場合、同教科等の別日又は異校種の会場校等研修日に期日変更することができる。その際は、事前に、県立総合教育センター教職員研修担当（048-556-3419）まで連絡をし、協議をすること。

(2) 研修日程・内容（例）

ア 日程

- ・ 受付 9:00～ 9:15
- ・ 開会 9:15～ 9:30
- ・ 研修 9:30～12:00
13:00～16:20
- ・ 閉会 16:20～16:30

※ 日程の詳細は、教科等別日程表による。

イ 内容

- (ア) 開会行事
- (イ) 各教科等の研究協議に基づく研究協議
- (ウ) 公開授業と研究協議
- (エ) 閉会行事

※ 研究協議の進め方は、提案、研究協議、指導助言を標準とする。

5 指導・助言者

- (1) 校長、教頭、主幹教諭、教諭
- (2) 県立総合教育センター指導主事等

6 研修当日に持参するもの（全教科等共通）

手引、上履き、筆記用具、名札、昼食

※ その他、持ち物の詳細については、教職員研修担当（教科等担当）の指示による。

教科指導及び生徒指導等研修第8回 実施細則

1 目的

中堅教諭等資質向上研修教員（以下、受講者）が、教育センター等研修で深めている自身の専門性等について、所属校において中核的存在としての力を発揮することをねらいとする。

2 概要

受講者が、教育センター等研修（共通研修第1日、教科指導及び生徒指導等研修第1回～7回）で学んだ内容を所属校において授業や校務等に還元することで、教科指導及び生徒指導等研修第8回の実施とする。受講者は、研修が円滑かつ効果的に進行するよう、校長から適宜指導・助言を受ける。

3 研修の進め方

(1) 所属校で実践するための研修内容を、教育センター等研修で受講した以下の講義①～⑨から、1つ選択する。

※ 選択に当たっては、所属校の実態・課題等にも配慮して行うこと。

共通研修第1日	①「教育公務員としての服務規律と不祥事の根絶」
	②「県学力・学習状況調査を活用した指導改善の視点とその工夫」
	③「中堅教諭としてのリフレクション」
教科指導及び生徒指導等研修第1回	④オンデマンド方式による動画視聴
教科指導及び生徒指導等研修第2回	⑤「ICTを活用した授業の工夫」 ⑥「道徳教育について」
教科指導及び生徒指導等研修第3回	⑦「教師のための人間関係づくり～アサーショントレーニング～」 「アサーション演習」
	⑧「事例研究S方式」
教科指導及び生徒指導等研修第5～7回	教科等別研修 ⑨「教科の特性を生かした授業改善に向けた研修」

(2) 実施日・実施時間等を設定する。

ア 実施期間は6～12月とし、受講者が所属校と調整して決定する。

イ 実施時間の定めはないが、十分な研修内容となるような研修時間を適切に確保するものとする。最低でも1時間（1コマ）以上を確保し、計画も含め、勤務時間内で実施する。

(3) 研修を準備・実施する。

ア 各自又はグループ等を通じて、自身の専門性を深める。

イ 自身が研修で得た力を授業や校務等に還元する。

- (例)
- ・研究授業や研究協議等で教科指導に関する提案を行う。
 - ・校内研修において、生徒指導等に関する講師等を担う。
 - ・所属校の課題解決に向けた取組を中・長期的に進め、成果と課題を共有する。

(4) 実施報告書を作成し、提出する。

ア 受講者は、「教科指導及び生徒指導等研修（第8回）実施報告書」（様式6）を作成する。実践資料があれば添付する。

イ 受講者は、「教科指導及び生徒指導等研修（第8回）実施報告書」（様式6）を共通研修第2日及び閉講式の前日までに、情報サイトにアップロードする。

教科指導及び生徒指導等研修（第 8 回）実施報告書

記

所属校名		受講者 I D	
受講者（職名・氏名）		教科	
研修日	令和 年 月 日（ ）		
研修内容 ※いずれかを選択し、 <input type="checkbox"/> に番号を記入する。	①「教育公務員としての服務規律と不祥事の根絶」 ②「県学力・学習状況調査を活用した指導改善の視点とその工夫」 ③「中堅教諭としてのリフレクション」 ④ オンデマンド方式による動画視聴 ⑤「ICTを活用した授業の工夫」 ⑥「道徳教育について」 ⑦「教師のための人間関係づくり～アサーショントレーニング～」 「アサーション演習」 ⑧「事例研究S方式」 ⑨「教科の特性を生かした授業改善に向けた研修」（教科等別研修）		
実施内容	※実践資料があれば、「別紙資料のとおり」としても可とする。		
実施後の振り返り ※課題や今後に向けた内容を記入する。			

上記のとおり実施しましたので報告します。

〇〇立〇〇〇学校
校長 〇〇 〇〇

3 学校研修について

学校研修に当たって

1 全般的な事項について

(1) 「実施要項細則」(P 7 参照) のとおり、年間研修計画及び学校研修計画に基づいて、研修を実施してください。

ア 1日3時間程度、年間18日程度です。(3時間程度×18日程度=54時間程度)

イ 以下に、示した【学校研修の内容(例)】を参考にして、研修を実施してください。

【学校研修の内容(例)】

項目	おもな内容の例
ア 教科指導等	(ア) 授業研究(公開授業等) [対象] 校内教職員、保護者等、中堅教諭等資質向上研修受講者 (イ) 指導計画の検討(学習指導案、評価、教材作成等) (ウ) 「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善 (エ) 評価規準及び自己評価
イ 生徒指導等	(ア) 組織的な生徒指導 (イ) 進路指導・キャリア教育
ウ 学級(学年)経営	(ア) 学級(学年)経営 ※ チーム学校、保護者、家庭との連携を含む
エ 特定課題研究	(ア) 調査研究 (イ) 発表 ※ 教員の意見や希望を生かし、自らの課題や適性、得意分野等についての課題を、1年間かけて日々の実践に基づいて調査・研究する。
オ 学校諸課題	(ア) 学校評価 (イ) 家庭・地域等への情報提供 (ウ) 喫緊の課題
カ 地域等との連携・協働	(ア) 地域との連携・協働 (イ) 関係機関との連携
キ その他	

2 留意事項について

(1) 学校研修を充実させるために以下に留意して、研修を進めてください。

ア 機関研修で学んだ内容を踏まえて、自己の課題研究をより深める。

イ 機関研修の内容を各学校での校内研修等で活用し、校内に広める。

ウ 学校研修の研修体制を整理する。

(例) ・研修で学んだ内容を蓄積して、自己評価等に生かす。

- ・学校内研修(全体・分掌・学年・学級等)で、研修で学んだ内容を伝え、情報交換を行う。
- ・通年で研修チームを編成し、相互に授業参観や授業研究を行う際の中心的役割を担う。
- ・学校内の他の年次研修(初任研・ジャンプアップ研・5年研・20年研)の受講者と研修で学んだ内容について、情報交換を行う。
- ・所属地域の同校種間及び、異校種間との情報交換を行う。 等

(2) 学校研修の開始と終了については、管理職へ報告してください。

(3) 研修で使用する機器や場所を準備する等、環境の整備に努めてください。

学 校 研 修 日 程

1 学校研修計画について

- (1) 「実施要項細則」(P7～P8参照)のとおり、「年間研修計画」(P9～P10参照)を基に、年度当初に受講者と相談の上、校長が作成・提出してください。
- (2) 各学校で作成・提出した下の【参考】「(様式2)研修教員研修計画書」に基づき、計画的に研修を実施してください。

【参考】学校研修計画(「(様式2)研修教員研修計画書」より一部抜粋)

回	月	日	曜	研 修 内 容	学校研修の指導者 ※該当欄に○印を記入					備 考 指導者が「左記以外」の場合、記入
					校 長	教 頭	主 幹 教 諭	教 務 主 任	左 記 以 外	
1										
2										
3										
16										
17										
18										

2 確認事項

- (1) 【参考】「(様式2)研修教員研修計画書」は、前年度の3月に発出した文書の別添資料として、各教育事務所、各市町村教育委員会を通じて、各学校に送付してあります。
- (2) 令和4年度から学校研修の年間研修日数が「18日程度」となっています。
(R3年度までの様式と異なります。)

中堅教諭等資質向上研修（小・中学校等用） 学校研修記録用紙

学校名	氏名	担当教科	実施日	研修回
□□□市立○○○○学校	○○ ○○	1 国語	令和 年 月 日()	第□回

学校研修の内容	学校研修の方法	指導者	備考
1 教科指導	1 授業研究	校長	△△ △△

記録者氏名

※ 資料等も綴ること

学校研修の内容

プルダウンより以下を選択できます。

- 1 教科指導
- 2 特別な教科 道徳
- 3 外国語活動
- 4 総合的な学習の時間
- 5 特別活動
- 6 生徒指導
- 7 進路指導・キャリア教育
- 8 特別支援教育
- 9 インクルーシブ教育システム
- 10 人権教育
- 11 学校安全
- 12 学級（学年）経営
- 13 特定課題研究
- 14 学校諸課題
- 15 地域、関係諸機関との協働・連携
- 16 その他必要な事項

選択できます。

- 1 授業研究
- 2 公開授業
- 3 研究協議
- 4 演習
- 5 実技・実習
- 6 講義
- 7 その他

選択できます。

- 校長
教頭
主幹教諭
教務主任・学年主任

本様式は総合教育センターホームページ
「研修」
→「年次研修」
→「R06 年次経験者研修手引」
→「小・中学校等」
からダウンロードすることができます。

【注意】

- ・ この様式は、「学校研修」における記録用紙の参考様式です。
 - ・ 様式問わず、記録用紙は学校で保管し、次年度以降の学校研修に御活用ください。
- ※ 特に、提出は求めません。

中堅教諭等資質向上研修 特定課題研究

学校名	氏名	担当教科	実施日期間
□□□市立○○○○学校	○○ ○○	1 国語	令和 年 月～令和 年 月

特定課題研究のテーマ

研修計画

研究内容
<p>1 研究の目的</p> <p>2 研究の概要</p> <p>3 研究の成果</p> <p>4 今後の課題</p> <p>5 備考（参考文献等を記すこと）</p> <p>(1) 内容は、具体的に、平易に表現する。</p> <p>(2) 内容の柱立ては、上記1～4の他、実態に応じて、適宜変更することも可とする。</p> <p>(3) 40字（全角）×38行 ※ 原則として、半角の文字、数字は使用しない。</p> <p>(4) 文字ポイント数は、12ポイントとする。</p> <p>(5) 写真、図版等は、文中に入れること。</p> <p>(6) 資料等の出典、年度等を示すこと。 （資料等もあれば、綴ること。）</p> <p>(7) 見出し符号は、次の順とする。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【見出し符号について】</p> <p>1 ×</p> <p>×(1)×</p> <p>××ア×</p> <p>×××(ア)×</p> <p>××××a×</p> <p>×××××(a)×</p> <p>2 ×</p> <p>×(1)×</p> <p>××ア×</p> <p>（注：×は、スペースを示す。）</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>本様式は総合教育センターホームページ 「研修」 →「年次研修」 →「R06 年次経験者研修手引」 →「小・中学校等」 からダウンロードすることができます。</p> </div>

【注意】

- ・ この様式は、「学校研修」において、特定課題研究を実施する場合の参考様式です。
 - ・ 作成した場合、この報告書は学校で保管し、次年度以降の学校研修に御活用ください。
- ※ 特に、提出は求めません。

4 その他

■ 研修会(欠席・遅刻・早退・期日変更)届

様式は、[総合教育センターのホームページ](#)から入手してください。

令和 年 月 日
第 年 月 日

(宛先)

県立総合教育センター所長
【 担当扱】

学校(園)名
校(園)長名 (公印省略)
電話番号

研修会(欠席・遅刻・早退・期日変更*¹)届

本校 (職名) (氏名) [(整理番号又は受講者ID)*²]は、下記のとおり研修会を(欠席・遅刻・早退・期日変更)しますので、お届けします。

記

研修会名	研修会名 (コース・教科等* ³ :)
研修日	令和 年 月 日 () 第 日
理由等	
	変更後 令和 年 月 日 () 第 日

*1 欠席・遅刻・早退・期日変更の箇所は該当するものを残す。また、期日変更の場合、「理由等」の欄に変更後の期日を併せて記入する。

*2 整理番号又は受講者IDがある場合に記入する。

*3 コース・教科等がある場合は () 内に記入する。

※ 電子メールについて、件名及びファイル名は次のとおりとする。

件名 「〇〇研修会〇〇届〇〇学校」

ファイル名 「RO.〇.〇(研修日)【〇〇届】〇〇立〇〇学校」

※ 年次研修及び一部の特定研修を欠席等する場合は、**県立総合教育センターと事前の協議**を要する。

■ アクセス & マップ

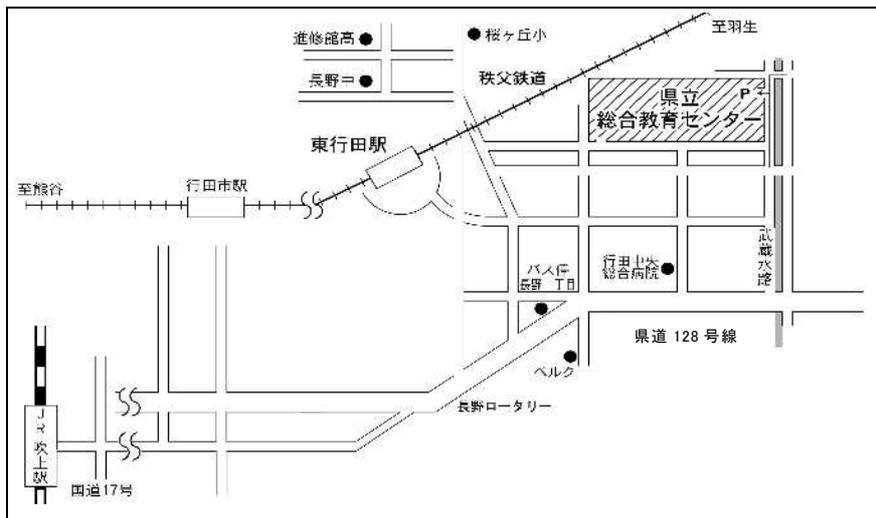
総合教育センター（行田本所） 〒361-0021 行田市富士見町 2-24

■ 秩父鉄道 東行田駅 徒歩約10分

■ JR高崎線 吹上駅（北口）

「総合教育センター」行 約23分 【終点】下車

「行田折返し場」「工業団地」行 約22分 【長野1丁目】下車 徒歩4分



総合教育センター江南支所 〒360-0113 熊谷市御正新田 1355-1

■ JR高崎線・秩父鉄道 熊谷駅（北口）

「県立循環器・呼吸器病センター」行 約20分

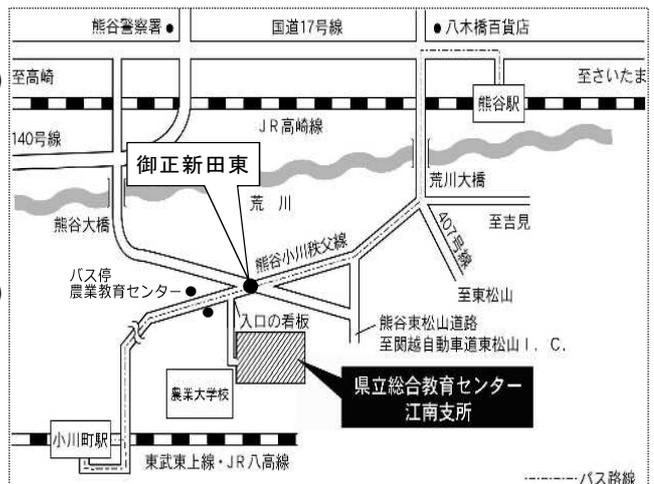
「小川町駅」行 約20分

【農業教育センター】下車（徒歩8分）

■ 東武東上線・JR八高線 小川町駅

「熊谷駅」行 約35分

【農業教育センター】下車（徒歩8分）



※ 研修受講者は、交通事故の未然防止及び近隣住民への配慮のため、公共交通機関を利用し、やむを得ない事情がある場合を除き、自家用車でのお来所は御遠慮ください。

※ 各市の条例により路上喫煙は禁止されています。なお、灰皿が設置されている店舗等においても同様となります。

**教員等の資質向上に関する
巻末資料**

キャリアステージに応じた資質向上を目指して

各年次研修では、みなさんが将来の目指すべき姿やその実現のために身に付けたい能力・経験等を整理し、主体的にキャリアプランを考える機会となります。

これは、皆さんが研修を受講するに当たって研修前や研修後の自分の位置（キャリアステージ）を確認するためのシートです。見通しをもって研修に取り組み、自身の資質を向上させてください。研修の開始前に以下の1・2を記入し、終了後に1・3を記入してください。

1 「埼玉県 校長及び教員としての資質向上に関する指標」項目ごとの自己評価

※★は「◎・○・△」を記入、A～Eは自分の位置するステージの数字を記入

記号 大項目	小項目 ※各項目の具体的な内容は 「埼玉県 校長及び教員としての資質向上に関する指標」参照	研修前	研修後
		()月	()月
★	埼玉県の校長及び教員として持ち続けてほしい素養		
A 学校運営	学校組織マネジメント		
	学校安全		
	外部連携		
B 学習指導	指導計画・カリキュラムマネジメント		
	「主体的・対話的で深い学び」の実現		
	学習評価・授業改善		
C 生徒指導	学級経営		
	教育相談		
	生徒等の問題行動への対応		
	キャリア教育		
D 特別な配慮を必要とする生徒等への対応	多様なニーズへの対応		
E ICTや情報・教育データの利活用	ICT活用		

2 研修開始時点の現在地

これまでに重視してきた項目の記号		
------------------	--	--

特に力を入れたい項目の記号		
---------------	--	--

3 研修終了時の現在地

身に付いたと思う項目の記号		
---------------	--	--

今後力を入れたい項目の記号		
---------------	--	--

 未来を創る、こどもたち。

未来を育てる、わたしたち。

～ 未来への責任～

 埼玉県立総合教育センター
Saitama Prefectural Education Center

〒361-0021 埼玉県行田市富士見町2-24 TEL.048-556-6164
<https://www.center.spec.ed.jp/>